

(公印省略)  
食生衛第810-6号  
令和3年6月11日

関係各位

群馬県知事 山本 一太  
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年6月10日（木）に開催しました、第48回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（6月14日（月）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 主な要請内容 －

(1) ガイドラインの警戒度

警戒度「4」：35市町村

(2) 外出・県外移動について

- ・生活に必要な場合を除き、不要不急の外出を自粛することを要請（特に、午後8時以降の外出については極力控える）
- ・県外との不要不急の往来は自粛することを要請

(3) 事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：35市町村

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年6月14日（月）から6月20日（日）まで（7日間）

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（6月14日（月）以降）』を御確認ください。

担 当：生活衛生・動物愛護係  
T E L：027-226-2445  
F A X：027-220-4300  
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp